

## カントの第三アンチノミーにおける先験的自由について

香川, 豊  
九州大学文学部 : 研究生

<https://doi.org/10.15017/27504>

---

出版情報 : 哲学論文集. 10, pp.35-52, 1974-09-21. 九州大学哲学会  
バージョン :  
権利関係 :

# カントの第三アンチノミーにおける 先験的自由について

香 川 豊

## (序)

カントは『純粹理性批判』の第二版の序文で「私は信仰に場を与えるために知識を廃棄しなければならなかった」(Bxxx)<sup>(1)</sup>と語っている。これは思弁理性が神、自由、不死を認識すると主張する場合、その越権をおさえ純粹理性の実践的な拡張の道を準備するということを意味しており、『純粹理性批判』において自由はこうした観点のもとで論じられる。では『純粹理性批判』において自由はどのような形式のもとに取り扱われ、いかに規定され、『実践理性批判』とどのように関係するのであろうか。これがこの小論の課題である。

## (注)

(1) 『純粹理性批判』については慣例に従い第一版をA、第二版をBと略してその原版の頁を示すことにする。

(一)

『純粹理性批判』において自由は第三アンチノミーの問題として取り扱われている。第三アンチノミーとは、理性が「現象の生起の絶対的完全性」(A415, B443)を求めて制約されたものとしての結果に対し制約するものとしての原因の系列を無制約的な総体性に至るまで遡源する場合に陥る矛盾であり、その矛盾は、世界の現象のすべてが導出され得るためには自然法則による原因性と並んで自由による原因性が想定されなければならないという定立の側の主張と、自由はなく世界におけるすべては自然法則に従って生起するという反定立の側の主張との争いとして表わされる。ではこの二者間の争いとして表わされる第三アンチノミーにおいてカントがどのような間に遭遇していたかというところ、「ここで問題なのはただすべての出来事の全系列において自然必然性のみが承認される場合、一方で単なる自然的結果(bloße Naturwirkung)であるところの同じ出来事を、それにも拘らず他方自由に基づく結果(Wirkung aus Freiheit)と見ることが出来るのか、あるいはこれ等両種の原因性(自然法則と自由―筆者注)の間に両立し難い矛盾が見出されるのかということである」(A543, B571)と云われる。すなわち、結果としての出来事(行為)に関して自然必然性と自由とが同時に矛盾なく成立し得るかどうかという問いこそカントが第三アンチノミーにおいて解決しなければならぬものである。<sup>(4)</sup>

ところで、カントは第三アンチノミーにおいて自由を「世界の起源(Ursprung)の理解」(A448, B476)に関わるものとして先ず宇宙論的な意味において規定する。すなわち、自由は「ある状態を自ら始める能力」(A533, B561)あるいは「先験的な意味での自由……すなわち、ある状態を従って又この状態の結果の系列を端的に開始する能力」(A445, B473)と<sup>(5)</sup>。では反定立の側の主張はどのような理由から先験的自由を世界の現象の説明原理として認め得ないと考えたのであろうか。その理由は―もし我々が上に規定された先験的自由の存在を仮定するならば、我々は因果法則に従ってその自由に関してある状態を自ら開始する自発性を規定する原因性を考えなければならない。そうすると先験的自由による端的な初めはまだ働

かない原因の状態を前提しており、その初めがそのような先行状態から決して生じないような一状態を前提することになる。然しこのことは因果法則に反しており、世界の出来事に対し先験的自由を認めることは一貫した合法則的な経験の統一を不可能にする。それ故、そこにおいて世界の出来事の連関と秩序が求められるなければならないものは自然以外には存在しない。—というところにあった。<sup>(6)</sup> 確かに『純粹理性批判』第二アナロジーにおいてカントは因果法則の客観的妥当性を可能的経験（自然）との関わりで説明する。そうして、その限りで自然に關するすべての原因性は自然の因果法則に従って探究されなければならぬ。然しカントは次のような理由から反定立の側の主張を退ける。すなわち、反定立の側の主張は自然因果法則を無制限に一般化し、その法則の妥当領域を超えた対象（この場合の自由）をその法則に反するものとして否定すると共に自然の法則に従う原因性を以て唯一の原因性とする。然し、このように自由を否定する場合には「道徳的理念や道徳的な諸法則もすべて妥当性を失い、それ等の理論的な支えをなしている先験的な諸理念（このような理念の一つとして先験的自由が考えられる—筆者注）」と共に崩壊してしまう。<sup>(7)</sup> (A468, B496) のであり、理性の実践的関心に重大な打撃を与える。<sup>(8)</sup>

これに対し定立の側の主張は次のように語る。<sup>(9)</sup> —もし世界の出来事が自然の法則に従ってのみ生起すると仮定するならば、生起するものはすべてそれに不可避的に継起するところの先行状態を前提しなければならない。然し、自然法則に従って生起するものの間では時間上それに行先する状態も又生起するものであり、自然法則に従っていかに我々が自然原因の系列を遡源しようとも先験的自由という第一の初め (die erste Anfang) に至ることは出来ず、第二次的な初め (die subalterne Anfang) に出会うのみである。それ故、現象の生起の絶対的完全性を求めて原因の系列を遡源する理性のためには「自然法則に従って経過する現象の系列を自ら始めるような原因の絶対的自発性 (die absolute Spontaneität) が、従ってそれを欠いては自然の経過においてすら現象の継起の系列が原因の側において決して完全にならないような先験的自由 (die transzendentale Freiheit) が想定されなければならない」(A446, B474)。すなわち、「[理性の求める—筆者挿入] 因果法則での諸制約の絶対的総体性はこのような仕方〔自然法則に従って原因の系列を遡源するという仕方—筆者注〕においては現われ出るこ

とはないから、理性は因果連結の法則に従って再び働くように規定するところの他の原因が先におかれなくても自ら働き始めることの出来る自発性の理念 (die Idee von einer Spontaneität) を作り出すのである」(A533, B561)。

以上のようにカントは時間の内に生起するもの(現象)と先験的自由が語られる次元の違いに基づきながら、現象の生起の絶対的完全性を求める理性のため世界の現象の説明原理として先験的自由の理念が要求されるという仕方です。先験的自由の存在を想定する。然し、こうした想定が許されるとして、第三アンチノミーの中心問題、すなわち自由による原因性が自然の因果法則と同時に矛盾なく世界の現象の説明原理として成立し得るかどうかが、又矛盾なく成立するとして自由の理念がどのような形で世界の現象と関わるのかという問題については先きの証明はまだ十分に答えていないのである。そのためには更に、いかにして現象(出来事としての行為)に関して自然因果法則に従う原因性と自由に基づく原因性が同時に矛盾なく成立し得るかどうかが問われなければならない。ではカントはいかなる理由から自由と自然必然性(自然の因果法則)とが同一の出来事において矛盾なく同時に成立し得ると考えたのであろうか。

(注)

- (1) Vgl. A420, B447-8.
- (2) A444, B472.
- (3) A445, B473.
- (4) A557, B585.

(5) この場合の起源 (Ursprung) は、最早その原因が同時に結果であるような原因に依存することのない原因から現象の系列が始まること、すなわち、原因と結果の系列において他のいかなる状態も最早自分より前に持たないような世界の状態としての初め (Anfang) の意味に使用されている。(Vgl. Immanuel Kant's Vorlesungen über die Metaphysik, Zweite Auflage, nach der Ausgabe von 1821, neu herausgegeben Dr. K. Schmidt, S. 196 — 以下 Metaphysik と略して引用する) 但し、この場合の初めは時間的なものでは

- なく原因性に関しての絶対的な第一の初めである。(Vgl. A450, B478)
- (6) A445-7, B473-5.
- (7) こうした理念には神、自由、不死という三つのものが属するが、その自由の理念に関して先験的自由を廃棄すると実践的自由、従って又道徳的理念や道徳的な諸原則が崩壊すると考えられる(Vgl. A534, B562)のは先験的自由が実践的命題や行為の前提をなしているということによる。このことについては後述する。
- (8) A471, B499; Vgl. A468, B496.
- (9) A444-6, B472-4.
- (10) 想定する (annahmen) とは理性の満足のため用いられ、悟性の使用を促進するため役立つ先験的仮説の意味であり、この場合理性の単なる理念は自然物の説明のため使用される。(Vgl. A772, B800)

(11)

カントは結果としての同一の行為(出来事)に関し原因性が二つの側面より考察され得ることを次のように示す。すなわち、「私は感官の対象においてそれ自身現象でないところのものを叡知的と名付ける。従ってもし感性界において現象と見做されねばならないところのものがそれ自身決して感性的直観の対象とならないよう能力を有し、とにかくその能力によって現象の原因になり得るとするならば、この存在体の原因性は二つの側面から考察することが出来る。すなわち、物自体としてのその原因性の働き (Handlung) は叡知的 (intelligibel) と見ることが出来る、そして感性界における現象としてのその原因性の結果 (Wirkungen) という面からは感性的 (sensibel) と見ることが出来る」(A538, B566)と。そうするとカントは感性界において現象と見做されるものが直観の対象とならないような能力によって現象の原因たり得るといふ事実を以って同一の出来事に関する原因性が二様に考察され得ることを示そうとしているかのように見える。

さて、我々人間は感性界の任人としては現象と見做されるが、我々の選択意志 (Willkür) は「それが感受的に (感性の動因によつて) 触発される限り感性的である」(A534, B562)。然し、人間の選択意志は動物のように感受的に強制されるのではなく自由 (liberum) である。<sup>(1)</sup>「何故なら、感性が人間の選択意志の働きを必然的たらしめるのではなく、むしろ人間には感性的衝動による強制から独立に自ら自己を規定する能力がそなわっているからである」(ibid.)。従つて感性的衝動が我々の選択意志を規定する限り我々は自然法則に従つてその原因性を探究しなければならない。然し、選択意志が感性的衝動 (自然原因) から強制されることなく自由に自己を規定する限り、我々はその原因性を自然法則に従つて探究することは出来ない。選択意志の感性的衝動からの独立とは実践的自由 (die praktische Freiheit) であり、実践的自由は経験によつて証明されている。<sup>(2)</sup>「何故なら、[我々を]筆者挿入」刺激するもの、すなわち感官を直接触発するものが人間の選択意志を規定するばかりでなく、我々はもつと離れた仕方においてさえ有用あるいは有害であるものという表象によつて我々の感性的な欲求能力に及ぼす印象に打ち勝つ能力を持っているからである。然し、我々の全状態に関して何が欲するに備するか、すなわち、我々の全状態に関して何が善にして有用であるかをこのように熟慮することは理性に基づいている。従つて理性も又法則を与える。そうしてこの理性の与える法則は命法 (Imperativ)、すなわち客観的な自由の法則である」(A802, B830)<sup>(3)</sup>。この場合、自由な選択意志は現象ではなく「理性によつてのみ表象される動因」(ibid.)、あるいは「単なる概念 [理念—筆者注]」(A547, B575) によつて規定されると考えており、このような自由な選択意志においては客観的な自由の法則に基づく理性の原因性が示されると言えよう。<sup>(4)</sup>ところで、理性の原因性において「理性は十分な自発性を以つて自ら理念に従つた独自の秩序を作り、経験的な諸制約をこれに合致せしめる」(A548, B576)。例えば、理性が「いかなる戦争も存在するべからず」という目的の理念を表象するとしよう。この場合、この目的は自由な選択意志の対象であり、理性はそれを表象することによつて自由な選択意志のある行為へ、すなわち永遠平和の樹立とそのために適当と思われる憲政組織の建設へと規定する (この場合の規定作用は定言命法と言われる)。<sup>(5)</sup>勿論この場合、理念の完全な実現は現実には不可

能と考えられている。然し、実践的な領域では理念に従った行為は部分的にはいえその現実性を有しており、理性はあらゆる行為に対しその原因性を前提することによって自己の理念の結果を経験中に期待し得るのである。<sup>(6)</sup> そうすると、理性が自ら産出する理念に従って選択意志のある行為へと規定する場合、一方でこの理性能力に関して感性的衝動からまったく自由な原因性が考えられると共に、他方その結果を現象と見做すことが出来よう。ところでその作用がまったく感性的の内に算え入れられない理性能力に関して我々は叡知的対象と考えられる。<sup>(7)</sup> それ故カントは理念に従った理性の原因性において自由な叡知的働きを見出すと共に、その結果に関して他方自然法則に従ってその原因を追求することが出来ると考える。「すべての起動因は一つの性格、すなわちそれを欠いては自己がまったく原因をなさないであろうようなその原因性の法則を持たねばならぬ」(A539, B567)。そうすると我々が現象と見做される限り第一に「経験的性格 (der empirische Charakter)」(ibid.) を所有することになる。「これによって主観の行為は現象としてはまったく他の現象と恒常不変な自然法則に従って連関せしめられ、自己の制約としてのこれ等の現象から導かれ得ることになる。従ってこれ等の現象と結合して自然秩序の唯一の系列の項を構成することになろう」(ibid.)。第二に我々は叡知的な働き(自由の原因性)を持つ限り「これによって主観はもとより現象としての自己の行為の原因であるが、然しその性格自身は何等感性的の制約のもとに従属せず、それ自身現象ではなぬ」(ibid.) ところの「叡知的性格 (der intelligibele Charakter)」(ibid.) を所有することになる。カントは第一の性格を「現象における物の性格」(ibid.)、第二の性格を「物自体の性格」(ibid.) と名付けているが、このように我々の主観に関して現象と物自体という二つの考察態度を前提することによって、一方で行為に対し自然必然性とは異なるまったく別種の自由の原因性を認め得ると考えると共に、他方自然法則は時間的制約に従うもの(現象)に関わるものとして時間の制約の外にある自由の原因性に影響を及ぼすことがないと考えたのである。以上のようにカントは現象としての行為に対し二種類の原因性が矛盾なく同時に認められ得るかどうかという問題に関し現象と物自体の区別を持ち込んでその解決を試みる。最初に挙げた第三アンチノミーの矛盾はまさにこの区別を看過する所に成り立つのであり、この区別に基づ

いて自由と自然必然性が決して矛盾するものでないことが示されるのである。<sup>(8)</sup>

ところで、我々は同一の行為に対して二種類の原因性が認められ得ることを説明するため先きに理性の原因性（特に定言命法<sup>(9)</sup>）という実践的な領域で獲得される概念を援用した。然し、実践的な領域では思弁理性と異なる自由に関する独自の原理が存在している。<sup>(10)</sup> しかも実践的な行為の場において我々は既に自由を選び取っており、第三アンチノミーにおけるような自由と自然必然性の矛盾という問題は起り得ないと考えられている。<sup>(11)</sup> そうすると我々は第三アンチノミーにおいてあくまで思弁的な観点から自由に関係していると考えねばならないことになる。

ではアンチノミーにおいてカントはどのような観点から自由に関わろうとしていたのであるうか。又理性の原因性の概念を援用して自由と自然必然性の矛盾の問題を解決しようとする上記の考察態度はこのような観点のもとでいかなる評価を受けるのであろうか。

(注)

(1) A533-4, B561-2; Vgl. *Metaphysik*, S. 107.

(2) A802, B830.

(3) A547, B575.

(4) 命法は行為の客観的強制を表現する「為すべし (sollen)」という言葉によって示されるが、これは理性が意志を規定する場合に行為が必然的にその規則に従って生起するであろうことを意味する。『実践理性批判』において語られるように、この命法には (i) 意志を何か意欲された結果に関してのみ規定する仮言的命法 (der hypothetische Imperativ) と (ii) 意志が結果を産出するため十分であろうとなかろうと端的に意志を規定する定言的命法 (der kategorische Imperativ) とが属するが (Kant's Gesamte Schriften, Akademie Ausgabe, Bd. V, S. 20-21. 以下アカデミー版からの引用は巻数と頁数のみを以って示す) これは『純粹理性批判』における (i) 実用的・実践的法則 (例えば処生訓) と (ii) 純粹実践的法則 (道徳法則) という実践的法則の区別に対応する。(A800, B828; A806,

- B834. Vgl. *Metaphysik*, S. 110) 又我々の全状態に関して何が欲求に価するかを熟慮するとは「あらゆる我々の傾向性の満足」(A80-6, B834) としての幸福の見地から熟慮することであり、実用的・実践的法則は「幸福という動因に基づく実践的法則」(ibid.) であるが、道徳法則は「幸福であるに価すること以外の何もものも動因としない」(ibid.) ような実践的法則と言われる。
- (5) Bd. VI, S. 354 : S. 384-5.
- (6) A548, B576 : A550, B578 : Vgl. A802, B836.
- (7) A546-7, B574-5.
- カントはこの箇所で純粹統覚による叙知的な自己の認識を語るが、単なる統覚によってこのような自己認識が成り立ち得ないというのが『純粹理性批判』・分析論及び誤謬推理論におけるカントの考えであり、この場合の自己認識が直観を伴う客観的な対象認識と解される限り誤った表現と言わねばならない。(このことについては拙稿哲学論文集第九輯・『カントにおける「叙知的な私の現実存在」について』の一を参照されたい)とここで、カントは「人間学についての草稿の補遺」において「人間が後者の仕方〔それ自体である仕方―筆者注〕で自己を認識しようと欲するならば彼は純粹な自発性(自由の概念)を根底におかねばならないであろう」(Bd. VII, S. 397)とあるは「それ自身においてあるという性質に従っての自己自身の認識は……たまたま定義的義務の命法により、それ故最高の実践理性によってのみ人間に知られ得る自由の意識」(から生ずるもの―筆者挿入)なのである」(Bd. VII, S. 399)と語っている。確かに「自由は……理性自身の活動性と原因性の概念である限り勿論第一原理としては説明され得ないが、然し先天的な自己意識である」(Bd. XVIII, S. 182, Nr. 5440)。そうして定言的命法の意識とア・プリオリな総合という思维の自発性の意識とは行為するものと思惟するものとの共通な自発性という性格を持っており、共に自発性の意識と考えることが出来る (Vgl. H. Herring : *Das Problem der Affektion bei Kant. Kantstudien Ergänzungshefte* 67, S. 77)。然し、実践的な理性の自発性の意識によって自己の知的直観が与えられるということはないのであるから (Vgl. Bd. V, S. 45 : S. 31 : S. 175) 実践的な理性の自発性の意識によって直観を伴う客観的な自己認識が可能であると考えることは出来ない。カントは誤謬推理論で叙知的な主観に対し単なる統覚を以って知 (Wissen) を持ち得ると考えているが (Vgl. A360-1 : Bd. III, S. 298) この場合の自己認識をこの意味で読むことも可能であろう。
- (8) Vgl. BXXVII-XXVIII : Bd. V, S. 95 : H. J. Paton : *The Categorical Imperative* 1970, p. 267 : G. Martin : *Immanuel Kant* 1951, S. 197.

(9) 仮言的命法は経験的に制約されており、ア・プリオリに行為を規定する道徳的法則たる定言的命法 (Vgl. A800, B828; A806-7, B834-5)こそ徹知的な働きと考えることが出来る。従ってこの場合の理性の原因性においてはもっぱら定言的命法が考えられていると言えよう。ところで、矢島羊吉氏は『純粹理性批判』の先験的自由を『人倫の形而上学の基礎付け』及び『実践理性批判』において語られる意志の自律の自由 (Vgl. Bd. IV, S. 440; S. 432-3; S. 446-7; Bd. I, S. 33)と区別して法則に反することも従うことも出来る選択の自由と解されている。(矢島羊吉『カントの自由の概念』(創文社・昭和四〇年)三四頁参照)確かに先験的自由の能力は具体的には自由な選択意志と考えることが出来る。(Vgl. H. Heimsoeth: *Transzendente Dialektik*, Zweiter Teil, 1967, S. 361.)然し、選択意志の自由は法則に従ってかあるいは反してか行為する選択の能力としては定義し得ないというのがカントの考えである。何故ならこのような選択の自由は経験においてその実例が見出されるが、経験によって超感性的な対象としての自由な選択意志の説明を試みることは出来ないのであって、感性的な選択意志に対し強制的であるような徹知的な人間能力の面からはそれを自由の定義と見做すことは出来ないからである。(Vgl. Bd. VI, S. 226-7) スックが指摘するように先験的自由としての自発性の自由と意志の自律の自由は意味上一応区別され、これに対応して選択意志 (Willkur) と意志 (Wille) という概念が使用される。(cf. L. W. Beck: *A commentary on Kant's critique of practical reason*, 1966, XI, §2) もともとこの選択意志と意志の区別は『純粹理性批判』及び『実践理性批判』においては明確ではない。然し、『人倫の形而上学』においては、選択意志は行為との関係で見られた欲求能力であり、それから格率が生じる。これに対し意志は選択意志を行為へと規定する根拠との関係で見られた欲求能力であり、それより法則が生じる。後者に関しては絶対的必然性が語られるのみでそれについては自由とも不自由とも言えないが前者は自由であると区別される。(Vgl. Bd. VI, S. 213; S. 226) これからすると意志は立法機能を持つ実践理性であり、選択意志はその命令を実行するという関係にあると考えられるが、実践理性によって与えられる法則に従う選択意志が自由な選択意志であり (Vgl. Bd. VI, 213) 定言的命法の意識に基づいてのみ選択意志の自由は推論され (Vgl. Bd. VI, S. 49Anm.)、しかも理性の内的立法に関してのみ自由は能力として語られ得る (Vgl. Bd. VI, S. 227) のであるから、選択意志は道徳法則に従う場合にのみ端的な自発性を示すと言えよう。(cf. L. W. Beck: *A commentary on Kant's critique of practical reason*, 1966, p. 180) 従って、自発性の自由としての先験的自由はこの自由な選択意志が語られる場面であって問題になっており、我々がここで定言的命法を徹知的な働きと言う場合単に選択意志の規定根拠のみに関わる場面を指しているのではなく、実践理性に従った自由な選択意志の働きを含めて考えた。

- (10) A807, B835.
- (11) A475, B503.

(三)

カントは自由に関する思弁的な問の一つとして「理性はそれによって〔実践的―筆者挿入〕法則を指定するこれ等の働きにおいて〔すなわち理性の自発性において―筆者注〕理性自身がこれ又他の影響によって規定されているのではないか」(A803, B831)という問を挙げている。<sup>(1)</sup>我々はこの際理性が外的原因なしに端的に内的原理より行為するものかどうかを問題にすることになるが、こうした問は既に『形而上学講義』の合理的心理学の章で先験的自由に関する問題として論じられている。<sup>(2)</sup>この著作において経験的心理学の章で取り扱われる実践的自由は「刺激による強制からの選択意志の独立」(Metaphysik, S. 121)と規定されるが、先験的自由は「すべての刺激から完全に (ganz und gar) 独立している自由」(Metaphysik, S. 109)と言われる。この場合、選択意志はまったくいかなる刺激によっても強制されも誘動されもせず、まったく知的な動因から決定されていると考えられるのであって、先験的自由は従って又「絶対的自発性、すなわち自由な選択意志に基づく内的原理からする自己活動性」(Metaphysik, S. 121)と規定される。こうした自発性は何等かの条件のもとで自発的に働くようなもの、例えば時計のように内的原理(ゼンマイ)が外的原理(内的原理を決定した技工)によって決定されている自動機械的自発性(ontaneias automatica)を意味するのではなく、無条件的に働く。<sup>(4)</sup>

ところで、『形而上学講義』においてはある行為を行うべしという命令の形式を取る実践的命題は我々の内に先験的自由(絶対的自発性)を前提しており、私はすべての行為の第一の原因(die erste Ursache)でなければならぬと言われるが、<sup>(5)</sup>我々が「実践的なものを超え行き、いかなる外的原因からも決定されることなく私が内的原理からそれに従って行為すると

ころの実験的自由はいかにして可能かと問う」(Metaphysik, S. 123) 時、我々は既に合理的心理学の場合に立っているのであり、経験的心理学における実践的自由の場合のように経験を引き合いに出すことは出来ず、純粹理性の原理から経験の基礎にある私に絶対的自発性(先験的自由)を先験的に述語付けなければならないと考えられている。<sup>(6)</sup>ところが我々の悟性はただ原因と結果の系列の内に生起するもののみを把握し得るにとどまり、決して自ら生起することのない第一の初めとしての自由を洞察することは出来ない。<sup>(7)</sup>然し、「このような自由の可能性が洞察し得ないことからいかなる自由も存在しないということは帰結し得ない。自由は我々のあらゆる実践的行為の必然的制約である。洞察されないが然し必然的制約を前提する他の諸命題が存在するように我々も又先験的自由の概念によって独立なのである」(Metaphysik, S. 123)。「形而上学講義」において経験の基礎にある私への先験的自由の述語付けの根拠は、「人が自由(絶対的自発性としての先験的自由―筆者注)を想定しなければすべての実践的命題は馬鹿げたものになる」(Metaphysik, S. 200―201)と、いうところであり、先験的自由は実践的命題の前提として我々の内に想定されなければならないのである。同様な考えは『純粹理性批判』においても又語られている。すなわち、「実践的自由はたとえあることが起らなかったとしても起るべきであったことを前提し、従って又現象におけるそのあることの原因がかの自然原因とは独立に自然原因の強制力と影響に反してすら時間秩序において経験的な諸法則に従って規定されているあるものをもたらし、従って出来事の系列をまったく自己自身によって開始するような原因性〔先験的自由―筆者注〕が我々の選択意志の内に存しないというように規定しはしなかったということを前提しているからである」(A534, B563)と。

『純粹理性批判』において経験によって認識されると言われる実践的自由の規定は『形而上学講義』と同じく我々の選択意志の感性的衝動からの独立であったが、我々はこうした経験によって単に「経験的な諸制約からの独立性」(A553, B581)という自由の消極的な規定を得るに過ぎない。何故なら、先験的自由は主観的叡知的な働きを意味するものであり、経験から借りたものを一切含まないからである。我々はこの場合ただ先験的自由を実践的命題の必然的前提として想定し、経験の

基礎にある先験的対象<sup>(9)</sup>（消極的な意味での本質体）としての私に述語付ける以外に我々の主観に能力としての先験的自由を認める途はないのである。<sup>(10)</sup>

我々は最初に先験的自由が現象の生起の絶対的完全性を求める理性によって要求される先験的理念であるという宇宙論的な観点からの自由の証明を示したが、然し今又我々は合理的心理学的観点からの先験的自由の証明を得た。ではこの二つの観点はいかにして統一的に把握され得るのであるうか。

(注)

(1) 自由についての思弁的な問としてカントは次のような問も挙げている。すなわち、「感性的衝動に関して自由と呼ばれているところのものがより高いより遠い起動原因に関してこれ又自然ではあり得ないか」(A803, B831)と。この問においては例えば「世界市民的見地における一般史への理念」におけるように、理性とそれに基づく意志の自由を人間に与えるところの自然との関係で自由が取り扱われなければならない。(Vgl. H. Heimsoeth: *Transzendentaler Dialektik* Vierter Teil, 1971, S. 755 Anm. 171) 然し、これはいわゆるカントの歴史哲学に属する問題であり次の機会に論じることにした。

(2) 『形而上学講義』においては「心 (Seele) は自発的実体 (Substantia spontanea) であるか、それとも外部からの強制を受けるか」(Metaphysik, S. 117) という問のもとに先験的自由が論じられる。自発的実体とは独立的存在 (ens independentis) であり(独立的存在とは「それ自身から存在すべきが故にではなくむしろ原因なしに」(それに先行する自然原因なしに—筆者注) 実在するが故に自己自身による存在と言われる。それは原因と結果の系列の内で最初のもの (das Erste) である」(Metaphysik, S. 41) と規定される) こうした実体には外部からの強制を受けない絶対的自発性(先験的自由) が存在すると考えられている。然し、この著作においてはこうした自由の観点のみでなく被造物としての人間の自由という観点からも先験的自由が問題にされる。すなわち、「もし心がある原因を持ち、従属的存在 (ens dependens) であり、他によって原因付けられたものであることが認容されるならば(然し、これ等のことについては合理的神学で始めて決定されるべきであろう) 原因を持つ存在者としての心に絶対的自発性が付与され得るかどうかが問題になる」(Metaphysik, S. 121)。然し、「もし心が独立的存在であれば我々とはかく心の内に絶対的自発性を

考え得るであろう」(ibid.)と。カントはこれに対し、「神は人間の自由な行為の創造者ではない」(Metaphysik, S. 200)と結論付けている。何故なら、神が人間の自由な行為の創造者であるとするならば、神は悪の創造者になると共に人間が自由と幸福に備えることから産出する善き行為に対しそのいかなる帰責も、従って又いかなる報いも起り得ないという道徳にとつて不都合な結果をまねくからである。(Vgl. Metaphysik, S. 201)『純粹理性批判』においては神の創造と人間の自由の問題について直接の言及は見当らない。然し、現象との関係で神の創造そのものは否定されており(Vgl. A 206, B 251)、第四アンチノミー及び純粹理性の理想の章において神は単なる理念とされているのであるから、現象の規定原因としての人間の自由な行為に関して神の創造は否定されていたと考えてよいであろう。『実践理性批判』においてはカントはそれ自身時間の内に現存する存在者が神の創造の結果であるとする創造説を批判し、そのような概念のもとでは人間の自由は救われようもないと語る。然し、神の原因性を本質体との関係でのみ認め、たとえ神が本質体としての行為を創造したとしてもその創造行為は行為する存在者の叡知的な現実存在に関わるのみでその感性的存在に関係せず、従って現象の規定原因とは見做されないので、現象の規定原因としての人間の自由な行為は創造の概念のもとでも十分認容されると考えられている。(Vgl. Bd. V, S. 100ff.)

- (3) Metaphysik, S. 107.  
 (4) ibid. S. 121.  
 (5) ibid. S. 122-3.  
 (6) ibid. S. 123.  
 (7) ibid. S. 123.  
 (8) 『形而上学講義』において明らかなように合理的心理学的な観点に関して先験的自由は自由な選択意志に基づく内的原理からする自己活動性という絶対的自発性を意味するのに対し、宇宙論的な観点に関しては自由は選択意志の内にある原因性として出来事の系列をまったく自分から開始する絶対的自発性と考えられている。『純粹理性批判』においては後者の自由概念が使用されているが、前者の絶対的自発性は行為の第一原因として行為(出来事)を自ら開始する自発性であり、これが世界との関係で語られる時宇宙論的な意味での絶対的自発性としてとらえられる。なおこのことについては後述する。
- (9) Vgl. A 539, B 567.

(10) この場合の実験的命題は個別的具体的な命法として我々が経験するところのものである。我々が(二)において使用した叡知的な働きとしての理性の客観的な規定根拠に従った原因性という概念は「先験的自由及びそれと自然必然性との結合について我々が語らなければならなかったところの説明に役立つ立ち得る」(Bd. IV, S. 346)という限りにおいて使用されたものであり、それは「理解のため例として妥当するに過ぎず、現実の世界において我々が見出すところの性質からまったく独立に単なる概念から決定されなければならないところの我々の問(先験的自由及びそれと自然必然性との結合という問―筆者注)に必然的に属さないのである」(Bd. IV, S. 345)と言われる。確かに我々は叡知的な働きとしての実践理性の概念を以ってそのまま第三アンチノミーの問題、すなわち世界の現象の説明原理として自由と自然必然性が矛盾するかどうかという問題を解決することは出来ない。然し、すべての道徳的行為は自ら自由の認識、あるいは意識を含んでおり、カントにおいて認識主観と行為主観は決して別々のものと考えられていたわけではない。(Vgl. Bd. V, S. 175; Metaphysik, S. 122; G. Martin: a. a. O., S. 201-2) しかも両者はそれぞれ自発性という共通な性格を持つ叡知的なものとして取り扱われ得るのである。こうした観点からカントはこの叡知的なものを合理的心理学で論じる。もっとも『純粹理性批判』においては自由は合理的心理学ではなく第三アンチノミーの問題として主題的に取り扱われるが、然しその際必ずしも心理学的な観点が見失われていたわけではない。(Vgl. BXXVII-XXVIII, A 450, B 478) 然し、『純粹理性批判』においてはその場合、純粹理性(実践理性)の自発性の実在的可能性、あるいは現実性(これ等は『実践理性批判』の課題である。(Vgl. Bd. V, S. 3-4)が前提されることはない。『純粹理性批判』においては先験的自由はあくまで先験的理念として取り扱われており (Vgl. A 557-8, B 585-6) 、その自由の概念が矛盾を含まないという論理的可能性のみが証明される。(Vgl. BXXVIII; BXXVI Anm.)

(四)

カントは第三アンチノミーにおいて「真理の論理的な試金石ではなく、単に我々の関心を問題にしている」(A 465, B 493)と語る。その関心とは「私は行為において自由であるか、あるいは他の存在者のように自然と運命の糸に導かれているのであるか」(A 463, B 491)ということであり、カントはこうした関心のもとで「出来事としての任意な行為がその規定根拠

を先行する時間の内に（時間は自らの内を含むものと共に最早我々の左右し得ないものである）持つとする予定説（*Prädeternismus*）と、行為はその反対の行為共々生起の瞬間において主観の左右し得るものでなければならぬとする自由とがいかにして両立し得るか」（*Bd. VI, S. 49–50 Anm.*）という問題に直面する。先きに指摘したようにカントは現象と物自体の区別を以ってこの問題を解決しようとしたが、その場合に物自体としての主観に自由の原因性を附与するため合理的心理学的観点からの先験的自由の想定がなされるのである。然し、『形而上学講義』において明らかのように、我々はそこでもっぱら心が自発的実体であるかどうかという問題に関わっており、世界の現象の説明原理としての自由を想定するという観点はそこでは主題的に展開されることはないのである。では自由に基づく原因性と自然法則に従う原因性の両立という問題、及び合理的心理学的先験的自由の想定はいかにして宇宙論的な観点と結び付くのであろうか。

カントは先験的自由の理念の経験的使用を次のような例を以て示す<sup>1)</sup>。例えばある人が社会の混乱を惹き起すような一つの悪意ある虚言をなしたとする。この場合我々はその行為を二つの側面より考察する。すなわち、一方で行為の動因を探究すると共に他方その行為の行為者への帰属（*帰責*）を判定する。第一の意図において我々はその行為の誘因を研究すると共に行為者の経験的性格をその源泉に至るまで精査する。そうしてその源泉を悪しき教育や有害な社会、あるいは羞恥に対する無感覚な素質や軽率や無思慮に求める。この場合、我々は行為の起源あるいはその規定根拠を時間の内に求めるのであり、この探究の仕方とは与えられた自然の結果に対する規定原因の系列を研究する場合と同様である。然し、たとえそのような仕方で行為が規定されていると考えられるとしても、それにも拘らず我々はその行為者を非難する。しかも彼の不幸な素質や境遇や以前の行状の故にそうするばかりでなく、たとえ彼の過去の行為がすべて起らなかったとしても非難し得ると考えるのである。そうするとこの場合、「人は……この行為があたかも（*als ob*）行為者がその行為によって諸結果の系列をまったく自分から（自由の原因性に基づいて――筆者挿入）始めるかのように先行状態に關してまったく制約されないものと見做し得る」（*A 555, B 583*）と「こうことを前提しているのであって、人々は上に挙げた経験的な諸制約にも拘らず理性をその人の行為と別様に規定し得たし又規定すべ

きであった原因と考え、しかも理性の原因性をたとえ感性的衝動がそれに味方せず、むしろ完全にそれと衝突する場合にでもそれ自身完全なものと見做していると見えよう。このように我々は行為の理性的起源を求め、選択意志の規定根拠を理性の内に見出す時、行為を行為者の叡知的性格に帰属せしめ、虚言を吐く瞬間にその責任を彼に全面的に負わせるのである。確かに我々は行為の時間的起源に関わる限り行為の規定原因を自然科学的・人間学的に探究する以外に途はない。然し、行為の理性的起源に関しては「諸状態の系列があたかも端的に（叡知的原因によって）始められたかのように見做し得る」[AG, 85, B 713]。すなわち、すべての行為は自由の原因性を前提しており、世界の現象（出来事としての行為）は先験的自由によって端的に結果されたものとして目的論的に考察される。我々はここに現象の生起の絶対的完全性という宇宙論的な観点を見出すのであり、この場合、先験的自由の理念は自然的因果連関を追求する悟性を限定し、その理念は現象の系列の外に存在する第一の初めとしての自由に至るまで悟性をして現象の系列を原因の側において無限に遡源するように命ずる統整原理<sup>(3)</sup>として使用される。こうした自由の理念の統整的使用において我々はカントの合理的心理学的な観点と宇宙論的な観点の統一的把握を見出すことが出来る。<sup>(4)</sup>『純粹理性批判』において先験的自由は理性が課題として自ら作り出す理念に過ぎず、その使用は統整的である。然し、第三アンチノミーで自由の論理的可能性が証明され、現象と物自体の区別に基づいて同一の出来事（行為）に関して自由に基づく原因性と自然法則に従う原因性とが両立することが示される時、我々は現象と物自体を同一視し、純粹理性の实践的拡張を不可能と宣言する思弁理性の越権を排<sup>(5)</sup>することが出来、実践理性のため障害物のない通路を開くのである。<sup>(6)</sup>

我々は以上カントの第三アンチノミーにおける自由の問題を論じたが、我々はその問題において自由と自然の接点に立ち、自由と自然の問題は『実践理性批判』ばかりでなくやがて『判断力批判』の目的論の問題へと展開されて行く。然し、この後のカントの自由論の展開は稿を新たに<sup>(7)</sup>して論ずることにはしない。

カントの第三アンチノミーにおける先験的自由について

(注)

- (1) A 554-5, B 582-3 : Vgl. Bd. VI, S. 39 : S. 41.  
A550, B 578.
- (2) A 670-3, B 698-701.
- (3) Vgl. H. Heimsoeth : *Transzendentaler Dialektik*, Zweiter Teil, 1967, S. 334 Anm. 216.  
BXXIX-BXXX.
- (4) Bd. IV, S. 456.
- (5)
- (6)

(本学文学部研究生、昭和四十九年本学大学院博士課程修了・哲学史)